

# 「部落差別の解消の推進に関する法律案」制定に反対する決議（一部）

2016年5月29日 公益社団法人・部落問題研究所 2016年度定時総会

（前文略）

部落問題研究所は、創立60周年記念事業として「部落問題解決過程の研究」に取り組んできたが、その中で戦後高度経済成長の過程を通して部落問題解決は大きく前進し、それは不可逆な歩みであることを確認してきた。これらをふまえても、総務省の指摘は首肯できるものである。

このような客観的な事実があるにもかかわらず、自民党などは、新たに「部落差別解消推進法」を制定し、「部落差別の実態」調査を行なうという。そもそも今から20年余り前の全国調査（総務庁「平成5年度同和地区実態把握等調査」）によって同和地区住民のうち58・7%が同和関係以外人口、つまり「部落」以外の住民なのである。このような状態で「部落差別の実態」の調査が果たして可能であろうか。新たに法律により「部落差別の実態」調査を実施するとい

からすれば、半永久的にそれを存続させるという企てに他ならない。

以上述べたように、部落問題解決過程の到達点に照らしてみても、総務省自身の指摘によっても、「部落差別解消推進法」を必要とする立法事実が存在せず、その必要は認められないというにとどまらず、部落問題の最終的解決に逆行する立法を看過することは出来ない。

「部落」外との壁がほとんどなくなってきた状態になっているのに、新たに壁を築くことであり、2002年3月に「特別法」失効とともに消滅した「同和地区」（部落）を法制上復活させるということであって、しかも同法案が時限法でないこと

以上により、部落差別解消推進法制定に反対するものである。

## 部落差別の解消の推進に関する法律案に断固反対する声明（一部）

2016年5月24日 自由法曹団・団長 荒井新一

1 (略) 本法律案は、部落問題の解決の障壁となるものであり、基本的人権をまもり民主主義をつよめることを目指す法律家団体である自由法曹団は、この法律案に断固反対する。

2 部落差別問題については、1982年、同和対策特別措置法が廃止され、その後を継ぐ地域改

善対策特別措置法も廃止

部落解放の客観的条件が大きく成熟したことによるものである。そうだとすれば、着実に解決に向かっていく現状において

は、本法律案には立法事実がなく、時代錯誤であると言わざるをえない。

のみならず、むしろ部落問題による差別、偏見を固定化、永続化し、部落問題の解決のための大きな障壁になり有害である。

また、本法律案は、えせ同和団体の利権あさりの手がかりとなりうるものであり、過度の糾弾による人権侵害や不正な行政が行われた負の歴史をふまえていないものと言わざるをえない。

3 (略) 本法律案は、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていること」が立法理由として説明されているが、ネットへの差別的書き込みなどはプロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）に基づき、プロバイダに対して削除請求するなど、既存の法律で対応することが可能である。

4 (略) 本法律案に断固として反対する。

拡大する方向へと進み、

## 大阪府 「旧同和对策事業対象地域の課題について」

# 「課題は必ずしも全部が 部落差別の結果と捉えることはできない」と明記！

大阪府民文化部人権局は「旧同和对策事業対象地域の課題について」実態把握の結果及び専門委員の意見を踏まえて、1月22日開催の府同和问题解決推進審議会に提出しました。内容は、今日の地域の課題について、誰にもわかりやすいものとなっております。

実態把握の結果及び専門意見から推認できること

「行政データを活用した実態把握」及び「国政調査を活用した実態把握」の結果ならびに専門委員から聴取した意見から、下記の内容が推認できる。  
○対象地域で見られる課題の現れ方は多様であり、一括りにすることはできない。  
○対象地域と同様の課題の集中が、対象地域以外にも見られる。  
○対象地域で見られる課題は、必ずしも全てが部落差別の結果と捉えることはできない。

専門委員の意見では「同和问题に限って格差是正策や貧困対策をするということだけでなく、全ての人をカバーする施策を行うことが基本」  
「平成13年度答申の『これまでの同和地区の課題は同和地区固有の課題であった』という認識は妥当性を欠いていた」と指摘されています。  
また、住居政策の失敗という意見も出されています。  
一部の専門委員からは「対象地域の住民に被差別体験の有無や転入の理由を聞き取る調査が必要」という声が出されましたが、大阪府は、そんなことはできないとはっきり否定しました。（左に掲載◆参考）  
住宅政策の失敗という観点をふまえ厳しく検討を  
府は問題解決した街とはどんな地域を想定してきたのか

地域にさまざまな課題の生まれる要因の一つに公営住宅問題があります。住宅政策の失敗という観点を踏まえることが必要です。部落問題が解決された街とはどんな地域を想定して来たのかが問われます。  
法的根拠のなくなった地域を「旧同和事業対象地域」として位置づけ、行政データと国政調査のデータを活用して比較分析することによって課題にせまるということに、そもそも無理があります。  
格差と貧困に苦しむ多くの府民の命をとり、未来をはぐくむ施策こそ求められています。

◆参考：対象地域における部落差別の影響の把握について（抜粋）

対象地域の所在地名は大阪府個人情報保護条例において、社会的差別の原因となる恐れのある個人情報として取り扱われており、原則として収集禁止とされているほか、個人情報の外部への提供が原則として禁止されている。

特別対策としての同和对策事業が終了した現在においては、調査対象者に対して、居住地が対象地域であることを教示し、対象地域出身者であるか否か、差別体験があるか否かとのセンシティブな情報を収集する調査を実施することは困難である。

また大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例では、興信所、探偵社業者及び土地調査等を行うものに対して対象地域に関する調査・報告を規制している。規制当局である大阪府が行うことは不適切である。